

架空請求

- 身に覚えのない請求(出会い系サイト使用料等)
- 民事裁判で、連絡しないと財産(銀行口座、不動産等)を差し押さえると書かれたハガキが、何の前触れも無く自宅に届く

すべて無視してください！

Q 身に覚えのない請求でも、払わないとダメ??

- 自分が契約してもない料金を支払う必要はありません。
このようなハガキ、メールは無視してください。

Q ハガキ、メールに書かれている電話番号、URLを確認して、間違いを指摘した方がいい??

- 相手には、電話をかけてはダメ!!
もしも、相手に電話してしまったら言葉巧みに、貴方を不安にさせ、お金を支払わないと家族や周りの人たち迷惑を掛けてしまうと思わせ、支払いを求めてきます。

- メールに書かれたURLには、接続しない!! (フィッシング詐欺等の被害に...)
メールに書かれたURL(<http://www.>と書かれたもの)には、絶対に接続しないでください。
接続してしまうと、
「料金が発生した」「ウィルスに感染した」
等と表示され、料金の支払いを求めてくる場合があります。



3 最近、警察に寄せられている相談例

- 「民事訴訟最終通達書」と書かれたハガキが自宅に届いた。
東京都霞ヶ関の「訴訟通知センター」や「民事紛争相談センター」等と言った実在しない名前を使い、債権(料金の未納等)で訴えられているという内容のハガキが届いたという相談が飯塚警察署管内で数多く寄せられている。
- 「アマゾン」、「ヤフー」、「ドコモ」、「エーユー」及び「ソフトバンク」等の有名な会社からショートメールが来る
携帯電話の電話番号でやり取りのできるショートメールで、有名通販サイトや携帯電話会社のカスタマーセンターを騙り、料金を請求された。
または、連絡を取りたいとの内容のメールが来た。
連絡してみると、結局身に覚えのない請求をされてしまった。

